

令和4年度第4回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時
令和5年1月10日（火）午後2時～午後3時
- ◆ 開催場所
練馬区立生涯学習センター 第2教室
- ◆ 出席者
出席委員4名（会長 ほか3名）
区側出席者4名（文化・生涯学習課長、ほか職員3名）
- ◆ 議事
1 令和4年度登録文化財の答申について
2 その他
- ◆ 公開可否
原則公開（傍聴人：0人）
- ◆ 配布資料
令和4年度練馬区文化財保護審議会答申（写し）
- ◆ 事務局
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係
TEL 03-5984-2442

会議の要旨

- <会長> 開会の挨拶
- <事務局> 会議の成立について
- <会長>

本日は、答申を致します。お手元に答申の写しがありますのでご覧下さい。委員の方へあらかじめ送付し、ご意見を反映させたものです。前回以降の修正箇所について説明をお願いいたします。

<事務局>

登録文化財1「豊島家文書」3ページ、5説明（1）概要1行目の最後、豊島家目録となっていたのを、豊島家文書目録に修正しました。4行目、ふるさと文化館で保管、としていた箇所を、ふるさと文化館に保管、に修正しました。

（2）豊島家について3段落目、3行目に移転し、5行目に移転を重ねた、とあったところをそれぞれ、転居し、転居を重ねた、と、移転を転居に修正しました。

4ページ、（3）内容①泰盈本豊島家系図について、桓武天皇を祖とする豊島氏の系譜が記されている。の箇所を、桓武天皇を祖とする豊島氏の系図である。に修正しました。

②豊島家過去帳3行目、各地にあった豊島家の墓を、の後に、元々の菩提寺である、を挿入しました。

5ページ、上から2行目、浜松、静岡、としていたのを、浜松・静岡と、中黒に変更しました。

<会長>

この中黒は並列の意味ですか。浜松市と静岡市という意味ですか。

<事務局>

浜松と、静岡県内の場所不明の地点のことを指したものです。

<事務局>

5 ページ、上から6行目と8行目、移転とあった箇所を、先ほどと同様、転居に修正しました。

<会長>

再転居した後の明治36年まで、となっていますが、どのような意味ですか。大井村に引っ越したのが2回目という意味にも取れます。

<事務局>

引っ越しを繰り返したという意味ですので、再の文字を削除し、単に転居とします。

続いて、登録文化財2「東本村の庚申塔」です。

7 ページ(7) 来歴の2行目に、講の解散に伴って、の言葉を挿入しました。

7 関連資料(1)(2)(3)の冒頭に、石製、を追加しました。

8 ページ9 登録の理由の文末、庚申信仰に関わる資料である。とあったところを、庚申信仰に関わる資料として貴重である。に修正しました。

<会長>

7の表題に、講碑、門柱などとありますが、講碑という学術用語はないと思います。区民の方に対し、もっとわかりやすく伝える言葉はありませんか。この碑は何なのでしょう。道しるべですか。

<副会長>

道標併用の庚申講の碑ですね。

<会長>

講碑でも問題ありませんか。

<副会長>

碑には記念碑という意味が、塔には供養塔という意味があります。碑と塔を区別する必要はありますが、明確にするのは難しい面もあります。これまで文化財登録の際に、この点を明確にした上で名称を付けていましたか。

<事務局>

すでに文化財に登録されているのは、庚申塔だけです。これは庚申塔ではありませんし、道標部分は副次的なものです。庚申講の講碑あるいは庚申講が建てた記念碑がといったところでしょうか。

<会長>

7 講碑、門柱などと表題にあると、一括登録の対象のように見えてしまいます。

<事務局>

修正前には、7 関連資料としておりました。元に戻す形ではいかがでしょうか。

<会長>

そうしましょう。

それでは、以上の点を修正しまして、教育委員会へ今年度の答申文をお渡しします。

<課長>

本来であれば教育長が受領すべきところですが、ご都合により本日欠席しております。教育長に代わり私の方で答申をお受けしたく存じます。

<会長> 答申の伝達

<課長>

教育長代理としてご挨拶申し上げます。本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

只今、会長から令和4年度登録文化財2件の答申をいただきました。昨年11月15日に諮問させていただいた後、先生方におかれましては、ご審議いただき、ありがとうございました。お蔭様を持ちまして、諮問させていただいた案件どおり答申をいただくことができました。改めて御礼申し上げます。

今回は、豊島家文書と東本村の庚申塔について答申をいただきました。地域の文化財として貴重な資料かと思えます。答申につきましては、今後、教育委員会に諮り、決定後は、区民の皆さんに価値をわかりやすく紹介し、まち歩きや子供たちの教育に活用していきます。

寒い日が続いております。お体に十分ご留意されて、お過ごしくださいますようお願い申し上げます。委員の皆様のご尽力に感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

<会長>

いつもと少し順序が違ったかもしれませんが、これまでの答申文をお渡ししてから修正箇所の検討を行う流れは少し不自然に思っておりましたので、委員の先生方のご確認をいただいた後で、答申文をお渡しする形にさせていただきました。

以上で1令和4年度練馬区登録文化財の答申について、を終わります。

2その他について、事務局からお願いします。

<事務局> 答申後の事務処理の流れについて説明

令和4年4月1日施行の文化財保護法の一部改正について説明

<会長>

これをもちまして令和4年度の審議会を終了します。ありがとうございました。